

## 温泉供給契約書(案)

富山市(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、牛岳温泉健康センターにおける温泉供給について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、本契約に基づき、甲が保有し、給湯の権利を有する牛岳温泉を乙に給湯し、乙はこれを受湯するものとする。

(用語の定義)

第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉 温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項の規定による温泉で、甲が保有し、給湯の権利を有する牛岳温泉をいう。
- (2) 給湯 温泉を供給することをいう。
- (3) 受湯 温泉の給湯を受けることをいう。
- (4) 給湯施設 貯湯槽、ポンプ所設備、給湯用本管、分湯栓、計量装置及びこれらに付随する設備をいう。

(契約期間)

第3条 契約期間及び、乙が受湯できる期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

(契約口数)

第4条 本契約における温泉の供給単位は、一口あたり毎分5リットルを目安とし、甲は乙に対し、●●口の温泉を供給するものとする。

2 乙は、前項に規定する供給量を故意に超えて受湯し、使用してはならない。

(料金)

第5条 乙は、甲に対し、温泉利用料金(以下「料金」という。)として、1口あたり44,000円(消費税及び地方消費税相当額4,000円を含む)を支払うものとする。

2 月の途中において温泉の供給を開始し、または停止ならびに解除した場合の料金は、当該月の現日数を基礎として、使用日数に応じた日割り計算を行うものとする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、使用日数には、供給開始日及び停止日ならびに解除日を含むものとする。

3 料金は、甲が発行する納入通知書により、当月分を翌月末日までに富山市指定金融機関等に納付しなければならない。

4 料金を納付期限までに納付しないときは、その翌日から納付の日まで、延滞金として富山市延滞金徴収条例第2条に規定する金額を支払わなければならない。

5 既納の料金は、原則として還付しない。

(修繕費用の負担)

第6条 次の各号に掲げる設備の修繕費用は、それぞれの各号の区分により負担する

ものとする。

(1) 温泉湧出地から計量装置までの設備については甲の負担とする。

(2) 計量装置から受湯施設までについては乙の負担とする。

(給湯の制限、停止及び契約の解除)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、給湯の制限、停止、または本契約の解除をすることができる。

(1) 天災地変による災害その他不可抗力の原因により、温泉の湧出量の著しい減少又は枯渇したとき。

(2) 給湯施設の修繕、更新、点検等のため必要があるとき。

(3) 乙が、温泉を目的外に利用し、又は第三者に対し貸与し、分湯し、売り渡し、若しくは担保に供したとき。

(4) 乙が、料金を2か月以上滞納したとき。

(5) 乙が第4条に定める契約口数を超えて受湯し、使用したとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、乙が本契約書に定める事項に違反し、甲の指示に従わず、受湯者として不適當であると甲が認めたとき。

2 前項の規定により、甲が給湯の制限、停止または契約の解除を行ったことにより、乙に損害が生じた場合でも、甲はその補償の責めを一切負わないものとする。

3 第1項第2号から第6号までの事由により、給湯が停止された期間について、乙は当該期間に係る料金の支払義務を負う。

(その他)

第8条 契約書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印のうえ、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 富山市新桜町7番38号  
富山市長 藤井裕久

乙